町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 29 日

寒川町長　　木　村　俊　雄

## 1　入札に関する事項

| 区分番号 | 売却物件名 | 数量(面積) | 予定価格 | 入札保証金 |
|---|---|---|---|---|
| R8-04 | 土地<br>【神奈川県寒川町宮山 33 番 2,<br>35 番 3,35 番 9(3 筆)1,081.59 ㎡】 | 1,081.59 ㎡ | 81,833,099 円 | 8,183,310 円 |

## 2　入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者

⑵　寒川町暴力団排除条例(平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等または暴力団経営支配法人等に該当すると認められる者

⑶　暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとする者

⑷　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属する者

⑸　寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守しない者

⑹　提出書類に不備又は不正のある者

⑺　参加申込み時点で 18 歳未満の者

⑻　日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）及び連絡先がない者

⑼　公有財産売却に関する手続を支障なく行うために必要な日本語力を有しない者

⑽　入札に係る公有財産（物件）に関する事務に従事する寒川町職員

## 3　入札の方法等

⑴　KSI 官公庁オークションにおけるインターネット公有財産売却システム（以下「財産売却システム」という。）を利用し、入札を行う。予定価格とはあらかじめ寒川町が定めた最低売却価格であり、この金額以上の入札を有効とする。

⑵　入札参加手続等については、寒川町インターネット公有財産売却ガイドラインに従って行う。

⑶　代理人が入札を行う場合における必要書類等は、寒川町ホームページに掲載する。

## 4 入札参加申込書、売却物件資料等

⑴　公有財産売却一般競争入札参加申込書兼充当依頼書（以下「入札参加申込書」という。）等は、寒川町ホームページ上の「関係資料・様式集」から印刷する。

⑵　売却物件の概要、画像等は、KSI 官公庁オークションの寒川町公有財産売却サイトにおいて公開する。

## 5 売却物件の下見会の場所及び日時等

下見会は、入札及び契約に関する事務を担当する部局に事前に予約の上、日時を決定するものとする。

## 6 入札の参加申込

⑴　次号に掲げる期間中に財産売却システムにより、入札参加仮申込み手続きを行うとともに、本申込み手続きとして、入札参加申込書及びその添付書類を、入札及び契約に関する事務を担

当する部局に、郵送又は持参により提出する（必着）。
⑵　入札参加申込期間は、令和８年 10 月 30 日（金）午後１時から令和８年 11 月 17 日（火）午後２時までとする。

## ７　入札保証金

⑴　予定価格の 100 分の 10 に相当する額を銀行振込により納付する。
⑵　納付された入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。
⑶　入札保証金には、利子を付さない。
⑷　落札者が期限までに売買契約を締結しないときは、落札者の納付した入札保証金は寒川町に帰属する。

## ８　入札

入札参加資格を有する者は、令和８年 12 月１日（火）午後１時から令和８年 12 月８日（火）午後１時までに入札価格を財産売却システム上に登録する。なお、この登録は１度しか行うことができない。

## ９　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。
⑴　寒川町契約規則（昭和 50 年寒川町規則第５号）第 16 条の規定に該当する入札
⑵　売却物件の買受けについて、一定の資格等を必要とする場合で当該資格等を有していない者の入札
⑶　虚偽の申込み等を行った者による入札
⑷　寒川町が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン等に記載する無効な入札に該当する入札
⑸　その他入札に関する条件に違反した入札

## 10　開札

寒川町は、令和８年 12 月８日（火）午後１時の入札の締切後ただちに、財産売却システム上において物件ごとに開札を行い、予定価格以上の入札価格で、かつ、最高入札価格により入札した者を落札者として決定する。ただし、最高入札価格の入札者が２者以上いるときは、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

## 11　契約の締結

⑴　落札者は、その落札した売却物件について、令和８年 12 月 17 日（木）午後５時までに寒川町と売買契約を締結する。なお、期限までに契約を締結しなかった場合は、売り払いの決定を取り消し、納付した入札保証金は町に帰属させ返還しない。
⑵　契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

## 12　契約保証金

⑴　契約保証金の額は、納付された入札保証金額と同額とし、入札参加申込書の提出をもって当該入札保証金の全額を契約保証金に充当する。
⑵　契約保証金には、利子を付さない。

## 13　売買代金の支払方法等

⑴　売買代金からすでに納付された契約保証金の全額を控除した金額を寒川町の指定する金融機関に振込む。
⑵　前号に掲げる残金は、契約締結日から 30 日以内に納付する。
⑶　売買代金を全額納付した時点で所有権は、落札者に移転する。

## 14　売却物件の引渡し等

⑴　寒川町は、売買代金の納付の事実を確認した後、寒川町が指定する場所において、落札者に現況有姿のまま売却物件を引渡す。なお、引渡場所からの移送等、売却物件の所有権移転後に

要する一切の費用は、すべて落札者の負担とする。
⑵　引渡しの際に代理人が引取る場合には、委任状を寒川町に提出する。
⑶　引渡し後、落札者は、当該売却物件に係る受領書を寒川町に提出する。

## 15　危険負担

契約締結時から売却物件の引渡しまでに寒川町の責めに帰すことができない事由により滅失、毀損等が生じた場合、寒川町に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することは一切できない。

## 16　契約不適合責任

契約締結後、当該物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、追完請求・代金減額請求・損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

## 17　その他

入札参加者は、寒川町ホームページのインターネット公有財産売却サイト、寒川町インターネット公有財産売却ガイドライン等を確認し、その条項を遵守すること。

## 18　入札及び契約に関する事務を担当する部局

売却物件名　土地【神奈川県寒川町宮山 33 番 2,35 番 3,35 番 9(3 筆)1,081.59 ㎡】
ア　名　　称　寒川町役場 企画部 資産経営課 資産マネジメント担当
イ　所 在 地　〒253-0196　神奈川県高座郡寒川町宮山 165
ウ　電話番号　0467-74-1111（代表）　内線 252